

新型コロナウイルス感染症の影響等により

徴収猶予の特例を受けられた方へ

**【猶予の期限にご注意ください】**

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、納付忘れがないようお願いします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、収納推進課までお早めにご相談ください。

**以下の注意点をご確認ください。**

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

(資料のご提出等にあたっては、収納推進課にお問い合わせください。)

**お問合せ先:雲仙市収納推進課 電話(0957)38-3111**